

LuLuCa+(ルルカプラス)／JCBカード会員特約

第1条(名称)

本カードは静岡鉄道株式会社(以下「静鉄」という。)、しずてつジャストライン株式会社(以下「ジャストライン」といい、「静鉄」および「ジャストライン」をあわせて以下「2社」という。)と株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が提携して発行するもので、LuLuCa+(ルルカプラス)／JCBカード(以下「本カード」という。)と称します。

第2条(会員)

本特約、2社が定めるICカード取扱規則、静鉄が定めるポイントカード規約およびJCBが定める会員規約(以上を総称して以下「規約・規則等」という。)を承認のうえ入会を申し込み、2社およびJCB(以下「3社」という。)が認めた方を会員(以下「会員」という。)とし、3社が本カードを貸与します。

第3条(機能・サービス)

- 1.本カードの基本的機能は以下のとおりとし、当該機能の詳細およびこれに付随する機能・サービスについては当該機能・サービスを提供するものが書面その他の方法により会員に通知または公表します。
 - (1)ICカード乗車券によって2社が提供する交通乗車券としての機能
 - (2)静鉄が提供するポイントサービス機能
 - (3)JCBが提供するクレジットカード機能
- 2.前項各号の基本的機能については本特約で特に定めた場合を除き、以下の規約・規則等に従って提供されるものとします。なお、前項各号に付随する機能・サービスについては、当該サービスを提供するものが、書面その他の方法により通知または公表した定めに従って会員に提供されるものとします。
 - (1)前項第1号については2社が定めるICカード取扱規則(以下「IC規則」という。)
 - (2)前項第2号については静鉄が定めるポイントカード規約(以下「ポイント規約」という。)
 - (3)前項第3号についてはJCBが定める会員規約(以下「カード規約」という。)

第4条(有効期限)

本カードの有効期限については、カード規約の定めに従うものとします。

第5条(再発行)

会員は、カード規約の定めに従い本カードの再発行を求めることができます。

第6条(年会費)

本カードの年会費については、JCBが書面その他の方法により通知または公表した定めおよび、カード規約に従うものとします。

第7条(SF、ポイントの利用および移行)

- 1.会員は、SF(IC規則「用語の定義」に定める。以下「SF」という。)またはポイントサービス(ポイント規約「用語の定義」に定める。以下「ポイント」という。)の残高が記録されている本カードを、暗証番号変更、名義変更、磁気不良等により再発行した場合、新カードの発行後であっても旧カードの有効期限が到来するまでの間は、旧カードによって当該SFおよびポイントを使用できるものとします。
- 2.本カードの有効期限が到来した場合、会員は本条第4項により新カードに移行させない限り、SFおよびポイントを使用できないものとします。
- 3.本条第1項の規定において、会員は、以下の事項をあらかじめ承諾するものとします。
 - (1)旧カードは本条第1項によりSFおよびポイントを使用する目的に限り使用できること。
 - (2)旧カードを所持するにあたって第3条第2項に定めた規約・規則等の義務を負うこと。
- 4.本条第2項の場合または本カードの再発行により、新カードによってSFおよびポイントが使用できない場合には、会員が2社所定の時期に、2社所定の方法により申し出、これを2社が認めた場合、または2社が通知した場合、旧カードに記録された未使用のSFおよびポイントを新カードに移行させることができます。

第8条(デビット、SF、ポイントの非補償)

会員は、次のいずれかに該当する場合等、規約・規則等に基づき、任意に、または2社もしくはJCBの求めにより、2社もしくはJCBに本カードを返還し、または本カードを破棄した場合、デビット(IC規則「用語の定義」に定める。)は返還されず、記録されたSFおよびポイントは一切使用できなくなることをあらかじめ承認します。

- (1)前条第1項に定める旧カードのSF残高、ポイントが有効であるにもかかわらず、会員自ら2社またはJCBに旧カードを返還または破棄したとき。
- (2)会員の責に帰すべき理由により2社またはJCBが本カードの返還を求め、会員が2社またはJCBに本カードを返還したとき。
- (3)本特約または第3条第2項に定めた規約・規則等に基づき、会員が本カードの会員資格を喪失または退会し、2社またはJCBが本カードの返還を受けたとき。

第9条(個人情報の取扱および開示・訂正・削除)

- 1.会員および入会を申し込まれた方(以下あわせて「会員等」という。)は、2社が会員等の個人情報(本項第1号に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1)第3条第1項第1号および第2号に定めた機能・サービスを提供するために、2社が以下の情報(以下「契約情報」という。)を収集、利用すること。
 - ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等、会員等が入会申し込み時および第10条において届け出た事項
 - ②入会申込日、入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
 - ③本カードの利用内容(以下「利用情報」という。)
 - (2)2社の営業に関する会員への案内(以下「営業案内」という。)または市場調査をする目的で、契約情報および利用情報を利用すること。ただし、会員が営業案内について中止を申し出た場合、2社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。中止の申し出は本特約末尾記載の2社が指定した相談窓口(以下「相談窓口」という。)に連絡するものとします。
 - (3)2社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で契約情報および利用情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2.会員等は、2社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます(開示の請求は相談窓口にて行うものとします。)。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、2社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
- 3.会員等は、2社の関連会社が、契約情報を、関連会社各社のサービスを提供する目的で、共同して利用することに同意するものとします(共同利用に関する問い合わせは本特約末尾記載のURLを通じて表示される各社の窓口に連絡するものとします。)。共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは、静鉄となります。

第10条(届出事項の共有)

会員が、2社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、2社またはJCBのいずれかに対して変更の届け出があった場合には、当該情報について3社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第11条(利用情報の共有)

会員は、2社が第9条第1項第1号の定めにより、会員の本カードの利用情報を2社とJCBの間で共有することにあらかじめ同意するものとします。

第12条(退会および会員資格の喪失)

- 1.本カードの退会および会員資格の喪失については、カード規約の定めに従うものとします。

2.IC規則およびポイント規約の定めにより本カードを無効カードとして回収した場合には、本カードの会員資格を失うものとします。

第13条 (規約・規則等と本特約の関係)

- 1.規約・規則等と本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。
- 2.本特約に定めのない事項については、規約・規則等が適用されるものとします。
- 3.規約・規則等、相互の間に異なる定めがある場合には、カード規約の定めが優先されるものとします。

<ご相談窓口>

2社に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

静岡鉄道株式会社 しずてつカード事務局
〒420-8508 静岡県静岡市葵区鷹匠1-1-1
TEL 054-254-4118

<2社の関連会社>

2社の関連会社については以下のURLをご参照ください。
<https://www.shizutetsu.co.jp>

(TK194700・20230810)

ICカード乗車券取扱規則

2007(平19)年09月01日 制定
2011(平23)年01月04日 改定
2015(平27)年04月01日 改定
2016(平28)年10月20日 改定
2019(令1)年10月01日 改定
2023(令5)年08月01日 改定

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、しずてつジャストライン株式会社(以下、「当社」といいます)で使用することができるICチップを搭載した電子式証票(同様の機能を有する媒体も含む。以下「ICカード乗車券」という。)の利用に関して必要な事項を定め、利用者の利便性向上と円滑な利用を図ることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

- 1.ICカード乗車券による当社の旅客運送等については、この規則(以下、「本規則」という)の定めるところによります。
- 2.本規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。
- 3.ICカード乗車券による静岡鉄道株式会社の静岡清水線における旅客運送等については、「静岡鉄道株式会社のICカード乗車券取扱規則」の定めるところによります。
- 4.本規則に定めていない事項については、一般乗合旅客自動車運送事業運送約款(平成17年6月23日付中運自旅一第176号認可)等の定めるところによります。
- 5.加盟店での商品購入等にかかわるLuLuCa電子マネーの取り扱いについては、「しずてつジャストライン株式会社LuLuCa電子マネー取扱規則」等の定めるところによります。
- 6.LuLuCaポイントサービスにかかわる取扱いについては、「静岡鉄道株式会社ポイントカード規約」の定めるところによります。

第3条 (用語の定義)

本規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1)「バス路線」とは、しずてつジャストライン株式会社の経営するバス路線をいいます。また「当社」とはしずてつジャストライン株式会社をいいます。
- (2)「SF(ストアードフェア)」とは、ICカード乗車券に記録される金銭的価値をいいます。
- (3)「R/W(リーダーライター)」とはバス車内に設置した装置で、ICカード乗車券の乗車情報書き込みをするために設置したもの(以下「乗車R/W」といいます。)と降車情報書き込みおよび運賃引き去りをするために運賃箱に組み込まれて設置したもの(以下「降車R/W」と表記)をいいます。
- (4)「乗車処理」とは、乗車R/WでICカード乗車券の乗車情報書き込みをすることをいいます。
- (5)「降車処理」とは、降車R/Wで降車情報書き込みおよび運賃引き去りをすることをいいます。
- (6)「積み増し(チャージ)」とは、ICカード乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。
- (7)「デポジット」とは、返却することを条件にLuLuCa乗車券の利用権の代価として收受するものをいいます。
- (8)「LuLuCa乗車券」とは、当社が発行するSFの機能を持つICカード乗車券をいいます。
- (9)「LuLuCa小児乗車券」とは、小学生以下の小児に対して発行するLuLuCa乗車券をいいます。
- (10)「LuLuCa特割乗車券」とは、購入時に身体障害者手帳・療育手帳・障害者手帳を呈示された者に対して発行するLuLuCa乗車券をいいます。
- (11)「LuLuCa学生乗車券」とは、学校教育法第1条に規定された学校、および児童福祉法第39条に規定する保育所に通学する者、ならびに上記以外で当社の「学校指定取扱規則」に指定する条件に該当する学校で、当社が発行した学校に通学する者で、購入時に通学証明書・在学証明書・学生証・生徒手帳を呈示した者に対して発行するLuLuCa乗車券をいいます。
- (12)「LuLuCa大人乗車券」とは、上記(9)、(10)、(11)以外のLuLuCa乗車券をいいます。
- (13)「LuLuCa定期乗車券」とは、本規則第29条に基づき発売する定期乗車券の情報が記録されたLuLuCa乗車券をいいます。
- (14)「自動積増機(自動チャージ機)」とは、LuLuCa乗車券の入金(SFの積み増し)と残額の確認ができるものをいいます。
- (15)「記名人」とは、バス路線で使用可能なICカード乗車券に本人名が記載されている旅客をいいます。
- (16)「社局」とは、ICカード乗車券を発行する会社をいいます。
- (17)「PiTaPa」とは、スルッとKANSAI協議会が提供するICカード乗車券をいいます。
- (18)「PiTaPa提携カード」とは、スルッとKANSAI加盟社局がスルッとKANSAI及びカード会社と提携して発行するICカード乗車券をいいます。なお、取り扱いは、PiTaPaに準じます。
- (19)「オートチャージ」とは、SFの残額があらかじめ設定されている金額を下回った場合、バス運賃箱のR/Wにかざすことで、ポストペイにより自動的に積み増しを行うことをいいます。
- (20)「ブリペイド」とは、ICカード乗車券でバス路線に乗り降した場合の運賃相当額をSFにて支払うことをいいます。
- (21)「ポストペイ」とは、ICカード乗車券でバス路線に乗り降した場合の片道普通旅客運賃を後払いすることをいいます。

第4条 (ICカード乗車券の種類)

バス路線で利用できるICカード乗車券の名称、有する機能および発行者名は、「別表1」にて定めるところによります。

第5条 (規則等の変更)

本規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがあります。

第6条 (旅客の同意)

旅客は、本規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

第7条 (取扱区間)

ICカード乗車券が使用できる区間は、バス路線のうちICカード乗車券対応の乗車R/Wおよび降車R/Wが設置されたバス車両が運行する区間とします。(高速バス路線・定期観光線を除く)

第8条 (ICカード乗車券の取扱窓口)

- 1.当社で取り扱うICカード乗車券の取扱窓口は、「別表2」に定めます。
- 2.各窓口でのICカード乗車券取扱については、発行社局の約款及び取扱規則によります。

第9条 (乗降の制限)

ICカード乗車券の破損、ICカード乗車券読取機の故障等止むを得ない事情によりICカード乗車券の読取ができないときは、ICカード乗車券を使用して乗降することはできません。

第10条 (制限または停止)

- 1.当社は旅客運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは次に掲げるICカード乗車券の制限または停止をすることがあります。
 - (1)発行または再発行等の場所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止。
 - (2)乗車区間、乗車経路、乗車方法、降車方法、乗車するバス車両の制限。
- 2.前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係施設等に掲示します。
- 3.本条に基づくICカード乗車券の利用の制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

第2章 LuLuCa乗車券

第11条 (LuLuCa乗車券の契約の成立時期および発行条件)

- 1.本規則に基づくLuLuCa乗車券に係る契約の成立時期は、当社が旅客にLuLuCa乗車券を交付したときとします。
- 2.個別の運送契約の成立時期は、バス車内の乗車R/Wで乗車処理をしたときとします。
- 3.LuLuCa乗車券は原則として個人乗車券につき、基本的に個人で複数の乗車券を所持することはできません。発行時には必要事項を記入し個人データを記録することに同意のうえ発行いたします。

第12条 (LuLuCa乗車券の制限事項等)

- 1.1回の乗車につき、2枚以上のLuLuCa乗車券を同時に使用することはできません。
- 2.LuLuCa乗車券内のSFが当該区間の運賃に満たない場合、LuLuCa乗車券のプリペイド機能により運賃を支払う場合のみ、不足額をLuLuCa乗車券または現金で支払うことができます。
- 3.LuLuCa乗車券の破損、R/Wの故障等によりLuLuCa乗車券の内容の読み取りが不能となった場合、LuLuCa乗車券は直接R/Wで使用することができません。
- 4.偽造、変造または不正に作成されたLuLuCa乗車券を使用することはできません。

第13条 (LuLuCa乗車券運賃の減額)

- 1.LuLuCa乗車券を本規則第23条の規定によりバス路線で利用される場合(ルルカ定期乗車券を利用する場合を除く)には、降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃に対する額を減額します。なお、LuLuCa小児乗車券及びLuLuCa特割乗車券の場合は、適用される割引後の額を減額します。
- 2.LuLuCa大人乗車券で複数人精算をする場合は、精算する複数人の内容を乗務員に告げて、乗務員が金額を設定した後まとめて減額することができます。

第14条 (LuLuCa乗車券の所有権)

- 1.LuLuCa乗車券の所有権は当社に帰属し、当社がLuLuCa乗車券を旅客に貸与するものとします。
- 2.LuLuCa乗車券が不要になったときおよびそのLuLuCa乗車券を使用する資格を失ったときは、LuLuCa乗車券を返却しなければなりません。
- 3.当社の都合により、予告なく貸与したLuLuCa乗車券を交換することがあります。

第15条 (LuLuCa乗車券の所持資格)

- 1.LuLuCa乗車券の所持資格は「別表3」に定めるものとします。
- 2.LuLuCa乗車券の購入に際しては、所定の申込書にLuLuCa乗車券種別、氏名、生年月日、住所等を記載し、提出しなければなりません。
- 3.LuLuCa乗車券は、当社が認める場合を除いて個人で複数枚を購入することができません。
- 4.「別表3」の小児用・学生大人用・学生小児用・特割大人用・特割小児用の各LuLuCa乗車券は、本規則第16条にて定める登録が必要となり、所持資格に適用するLuLuCa乗車券を発行します。

第16条 (LuLuCa乗車券の登録)

- 1.LuLuCa学生乗車券・LuLuCa小児乗車券・LuLuCa特割乗車券の各乗車券は登録が必要な個人乗車券とします。発行時に必要事項を登録し提出された旅客に対し、所持資格に適用するLuLuCa乗車券を発行します。
 - (1)LuLuCa学生乗車券は、卒業年度(生年月日により判別しております。)の3月31日までが有効期限となります。(専門学生、大学生は毎年度3月31日が有効期限となります。)
 - (2)LuLuCa小児乗車券は卒業年度(生年月日により判別しております。)の3月31日までが有効期限となります。
 - (3)LuLuCa特割乗車券は毎年度3月31日が有効期限となります。
 - (4)LuLuCa学生乗車券の手続きには、通学証明書・在学証明書・学生証・生徒手帳の呈示、またLuLuCa特割乗車券の手続きには、身体障害者手帳・障害者手帳・療育手帳の呈示による本人確認が必要となります。
- 2.旅客から提供を受けた個人情報は、当社の個人情報保護管理規程に基づき、適切な管理を実施いたします。

第17条 (LuLuCa乗車券のデポジット)

- 1.当社は、LuLuCa乗車券を貸与する場合、デポジットとしてLuLuCa乗車券1枚に対し500円を収受します。
- 2.前項にかかわらず、デポジットの額を変更することがあります。
- 3.LuLuCa乗車券を、利用者が当社に返却したときは、本規則第19条または第27条に該当する場合を除き、当社はデポジットを返却します。
- 4.デポジットはSFの使用等に充当することはできません。
- 5.当社は一定の条件でデポジットを免除することがあります。デポジットを免除された場合は本条3項でのデポジットを返却いたしません。
- 6.デポジット返却時には本人確認のため公的証明書等の呈示が必要となります。

第18条 (LuLuCa乗車券の積み増し(チャージ))

- 1.LuLuCa乗車券は、バス運賃箱等当社が定める方法によりSFを積み増しすることができます。
- 2.LuLuCa乗車券には、1枚当たりのSF残額が50,000円を超えない範囲で積み増しすることができます。ただし、1回当たりの積み増し金額は、当社が指定する金額に限ります。

第19条 (LuLuCa乗車券の失効)

- 1.LuLuCa乗車券の再発行、SFの使用、SFの積み増しまたは、更新を行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取り扱いが行われない場合には、当該LuLuCa乗車券は失効します。
- 2.前項により失効したLuLuCa乗車券のSFおよびデポジットの返却を請求することはできません。

3.本条1項により失効したときには、他機能も失効となります。

第20条 (LuLuCa乗車券の再発行)

- LuLuCa乗車券は、旅客が別に定める申込書をICカード乗車券の窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限りLuLuCa乗車券の使用停止措置 (LuLuCa対応機器において該当LuLuCa乗車券が使用不可となる登録を実施すること) を行い、再発行をいたします。ただし、使用停止措置手続き日および翌日は、再発行ができません。
 - 申込書を提出するときおよび再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該LuLuCa乗車券の記名人本人である事を証明できる場合。
 - 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されている場合。
 - 再発行を行う前に、LuLuCa乗車券の処理を行う全ての機器に対して当該LuLuCa乗車券の使用停止措置が完了している場合。
- 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するLuLuCa乗車券1枚につき、再発行の手数料530円 (税込) とデポジットを現金で收受します。
- 当該LuLuCa乗車券の使用停止の申し込みを受けた後、再発行処理が完了していない場合に限りこれを取り消すこと (以下「使用停止措置の取消」という。) ができ、使用停止措置の取消が完了後、再び当該LuLuCa乗車券を使用することができます。なお、使用停止措置の取消完了は、使用停止措置の取消手続き日を含む3日以内に完了するものとします。
- 第1項および第2項の取扱いを行った後に、紛失したLuLuCa乗車券を発見した場合は、旅客はこれをICカード乗車券の取扱窓口へ提出することにより、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したLuLuCa乗車券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限り返却の取扱いを行います。
- LuLuCa乗車券の破損等によって、LuLuCa乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書と取り扱い不能となったLuLuCa乗車券を、ICカード乗車券の取扱窓口へ提出したときは、残額を引き継いで再発行の取扱いを行うことがあります。
- 前各項にかかわらず、LuLuCa乗車券発行時に旅客が個人データを記録しない場合や、カード裏面の刻印番号が判読できない場合は、旅客に責がない場合等でも理由の如何を問わず再発行の取扱いをいたしません。

第21条 (当社の免責事項)

紛失あるいは盗難にあったLuLuCa乗車券の使用停止措置手続き日および翌日に生じた損害額については、当社はその責を負いません。

第22条 (LuLuCa乗車券の払戻し)

- LuLuCa乗車券が不要になった場合は、ICカード乗車券の取扱窓口へ乗車券を提出することにより当該乗車券のSF残額の払戻しを請求することができます。この場合、手数料として1枚につき210円 (税込) (SF残額が210円に満たない場合はその額) を申し受けます。ただし、LuLuCa乗車券の個人データを記録しない場合や、カード裏面の刻印番号が判読できない場合は、旅客に責がない場合等でも理由の如何を問わず払い戻しを行いません。
- 払戻しまたはデポジット返却時には本人確認のため公的証明書等の提示が必要となります。

第23条 (LuLuCa乗車券の使用方法)

- LuLuCa乗車券は、バス路線では乗車R/Wで乗車処理を行い、降車するときは同一のLuLuCa乗車券により降車R/Wで降車処理を行うことができます。
- 旅客が乗車R/Wに触れず乗車処理がなかった場合であって、下車時に係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。ただし旅客が当社旅客及び荷物営業規則第54条 (整理券の発行) の規定により整理券を所持し、下車時にLuLuCa乗車券を使用する場合はこの限りではありません。
- 当社は、旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、前各項に定める方法とは異なる使用方法を定めることがあります。

第24条 (LuLuCa乗車券の効力)

前条の規定により使用するLuLuCa乗車券の効力は、乗車R/Wで乗車処理を受けて、降車R/Wで降車処理した当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とします。

第25条 (LuLuCa乗車券の利用履歴および残高の確認)

- 旅客は、LuLuCa乗車券の記名人に限りLuLuCa乗車券の利用履歴および残高について、ICカード乗車券の乗車券取扱窓口では「カード内容明細書」の交付により直近の20件まで、「個別履歴照会表」の交付により直近の6か月まで確認できます。また、バス運賃箱では直近の3件を確認できます。
- 前項の規定にかかわらず、次の場合は利用履歴および残高を確認することができません。
 - 正常に乗降処理がされていない場合。
 - 利用から6ヶ月を経過している場合。
- 利用履歴は、記名人本人以外には開示しません。当社は、記名人が利用履歴の確認を希望する場合は、当該LuLuCa乗車券に登録された本人である事の証明を受けたうえで利用履歴を開示します。ただし、自動積増機などの一部機器についてはこの限りではありません。

第26条 (バス車両への乗降の制限)

LuLuCa乗車券の破損、バス運賃箱の故障または停電等やむを得ない事情によりLuLuCa乗車券の改札処理や乗降処理ができない場合には、LuLuCa乗車券を使用してバス車両への乗降の処理をすることはできません。

第27条 (LuLuCa乗車券が無効となる場合等)

- 次の各号のいずれかに該当する場合には、LuLuCa乗車券を無効とし回収します。デポジットを預かっている場合は返却いたしません。
 - 利用資格を限定したLuLuCa乗車券 (LuLuCa学生乗車券・LuLuCa小児乗車券・LuLuCa特割乗車券) を、本人以外の者が使用した場合。
 - 前号の他、LuLuCa乗車券をその使用条件に基づいて使用しない場合。
 - 旅行開始後のLuLuCa乗車券を他人から譲り受けて使用した場合。
 - その他、LuLuCa乗車券を不正乗車的手段として使用した場合、または使用しようとした場合。
 - 偽造、変造もしくは不正に作成されたLuLuCa乗車券を使用した場合、または使用しようとした場合。
- 前項により無効として回収したときは、他機能も制限いたします。

第28条 (不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等)

- 前条の各号の規定に該当する場合は、乗車地から降車地の区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とあわせて收受します。この場合の片道普通旅客運賃および増運賃は、現金でお支払いいただきます。
- 前項の規定により、旅客運賃・増運賃を收受する場合において、乗車地が判明しない場合は始発地から乗車したものと計算します。

第29条 (LuLuCa定期乗車券)

LuLuCa定期乗車券購入の申し出があったときは、当社の旅客及び荷物営業規則第38条 (定期旅客運賃) に定める通勤定期乗車券、通学定期乗車券並びに鉄道バス連絡定期乗車券を発売します。

第30条 (LuLuCa定期乗車券控)

- LuLuCa定期乗車券を発売した場合は、当該LuLuCa定期乗車券情報を印字したLuLuCa定期乗車券控を同時に発行します。
- LuLuCa定期乗車券控にはLuLuCa定期乗車券の効力はありません。
- LuLuCa定期乗車券の障害または機器の故障によりLuLuCa定期乗車券が使用できなくなった場合、当社が認めた場合に限り当該LuLuCa定期乗車券とLuLuCa定期乗車券控を提示することにより乗車することができます。

- LuLuCa定期乗車券を使用する場合は、当該LuLuCa定期乗車券のLuLuCa定期乗車券控を所持するものとします。なお、係員から呈示を求められたときにはこれを呈示するものとします。
- LuLuCa定期乗車券控を紛失または印字内容が不明となった場合は、ICカード乗車券の取扱窓口にて再発行いたします。手数料として、210円（税込）を現金で収受します。

第31条 (LuLuCa定期乗車券の効力)

- LuLuCa定期乗車券は、記名人のみ使用することができます。
- LuLuCa定期乗車券にSFをチャージしたLuLuCa定期乗車券において、LuLuCa定期乗車券の有効期間の開始日前もしくは有効期間終了日の翌日以降に使用した場合、その乗車区間の普通旅客運賃に対する額をSFより減額します。
- LuLuCa定期乗車券にSFをチャージしたLuLuCa定期乗車券において、LuLuCa定期乗車券の区間外で使用した場合、その乗車区間のうち定期区間外分の普通旅客運賃に対する額をSFより減額します。

第32条 (LuLuCa定期乗車券が無効となる場合)

LuLuCa定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1)申し込まれた本人以外の者が使用した場合。
- (2)使用資格、氏名、生年月日、性別、区間または通学の事実を偽って購入したLuLuCa定期乗車券を使用した場合。
- (3)LuLuCa定期乗車券を使用する者が、その使用資格を失った後に使用した場合。
- (4)LuLuCa定期乗車券を使用する者が当社の旅客及び荷物営業規則第41条（資格証明書の提示義務）の規定による身分証明書を携帯していない場合。
- (5)偽造、変造または不正に作成されたLuLuCa定期乗車券若しくはSFを使用した場合。
- (6)その他LuLuCa定期乗車券を不正乗車的手段として使用した場合。

第33条 (LuLuCa定期乗車券不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受)

前条の規定に該当し使用した場合、当社の旅客及び荷物営業規則第60条（乗車券類の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の追徴）の定めにより普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを合わせ収受します。

第34条 (LuLuCa定期乗車券の再発行)

LuLuCa定期乗車券の申込者が当該LuLuCa定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは次の各号により再発行いたします。なお、当該LuLuCa定期乗車券にSF残高がある場合は当該SFを含みます。

- (1)紛失あるいは盗難にあったLuLuCa定期乗車券についてICカード乗車券の取扱窓口で使用停止の手続きをされた者に対し、再発行手続き時点の残高にて新しいLuLuCa定期乗車券を再発行します。なお、使用停止措置が完了するまでに生じた損害額について当社はその責めを負いません。処理の都合上、手続き日およびその翌日は再発行をできません。この際、手数料530円（税込）とデポジットを申し受けます。また、使用停止の申し込みを受付けた後、再発行前に紛失されたカードが発見され、届出した場合は、使用停止措置の取消を行います。
- (2)前号の紛失または盗難で再発行後に当該カードを発見した場合、旅客は当該LuLuCa定期乗車券をICカード乗車券の取扱窓口へ提出する事によりデポジットの返却を請求することができます。
- (3)破損等により使用できなくなった場合は、当該LuLuCa定期乗車券をICカード乗車券の取扱窓口へ提出することにより再発行します。ただし、旅客の責または故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し新規にお申し込みが必要となります（残額の引継ぎはいたしません）。また、旅客に責がない場合でも、カード裏面右下の刻印番号が判読できない場合は再発行できません。この場合、当該カードを回収し新規にお申し込みが必要となります。（残額の引継ぎはいたしません。）
- (4)再発行またはデポジット返却時には本人確認のため公的証明書等の呈示が必要となります。

第35条 (LuLuCa定期乗車券の払戻し)

- LuLuCa定期乗車券が不要になった場合は、ICカード乗車券の取扱窓口へカードを提出することにより払戻しを請求することができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該LuLuCa定期乗車券の記名人本人であることを証明できた場合に限って、次の各号により払い戻しをいたします。
 - (1)定期乗車券有効期限内に払い戻しの請求があった場合には払い戻します。
 - (2)定期乗車券有効期限開始後で有効期限内に払い戻しの請求があった場合は、当社の旅客及び荷物営業規則に基づき払い戻しをします。
 - (3)前各号により取り扱う場合は、手数料としてLuLuCa定期乗車券1枚につき530円（税込）を収受します。
 - (4)前各号により払い戻しを行い、LuLuCa乗車券も同時に解約する場合はお預かりしたデポジット500円を返金します。
- LuLuCa定期乗車券の定期乗車券機能とSF機能がある当該カードで、定期乗車券機能のみが不要となった場合は、ICカード乗車券の取扱窓口へカードを提出することにより当該LuLuCa定期乗車券の払い戻しをします。当該カードのSF残高は継続します。

第36条 (バスの運行不能の場合のLuLuCa定期乗車券の取り扱い)

LuLuCa定期乗車券を使用する旅客は、バス路線の運行を引続き24時間（0時～翌0時）以上運休した場合は、当社の旅客及び荷物営業規則第74条（運行休止の場合の旅客運賃の払戻し）に定める払い戻しを請求することができます。運行休止区間が所持する定期券の全区間に及ぶ場合は、相当日数の期間延長をします。

第3章 他社ICカード乗車券

第37条 (他社ICカード乗車券)

他社ICカード乗車券とは、本規則第4条のICカード乗車券のうち、LuLuCa乗車券以外のものをいいます。

第38条 (他社ICカード乗車券の契約の成立時期および発行条件)

- 運送契約の成立時期は、バス車内の乗車R/Wで乗車処理をしたときとします。
- 発行条件については、発行社局の約款および取扱規則によります。

第39条 (他社ICカード乗車券の使用方法)

- 他社ICカード乗車券は、乗車R/Wで乗車処理を行い、降車するときは同一の他社ICカード乗車券により降車R/Wで降車処理を行うことができます。
- 旅客が乗車R/Wに触れず乗車処理されなかった場合であって、下車時に係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。ただし旅客が当社旅客及び荷物営業規則第54条（整理券の発行）の規定により整理券を所持し、下車時に他社ICカード乗車券を使用する場合はこの限りではありません。
- 旅客本人が他社ICカード乗車券を使用し、同一区間乗車の本人および同行者に対してのみ1枚の乗車券で複数人の精算を認めます。精算する複数人の内容を乗務員に告げて、乗務員が金額を設定した後精算をすることができます。
- 当社は、旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、前各項に定める方法とは異なる使用方法を定めることがあります。

第40条 (他社ICカード乗車券の制限または停止)

次の各号の事項に該当する場合には、他社ICカード乗車券の利用を制限、または停止することがあります。

- (1)他社ICカード乗車券の発行者が特定の他社ICカード乗車券について使用を停止した場合。
- (2)ポストペイ機能付きICカード乗車券において、一定期間の利用が予め当該ポストペイ機能付きICカード乗車券の発行者が定める限度額をこえた場合。
- (3)有効期限が設定されている他社ICカード乗車券において、当該他社ICカード乗車券に記録しているカード有効期限の終了月を超過し

ている場合。

第4 1条 (他社ICカード乗車券の制限事項等)

- 1.1回の乗車につき、2枚以上の他社ICカード乗車券を同時に使用することはできません。
- 2.他社ICカード乗車券の破損、バス車内のR/Wの故障等により他社ICカード乗車券の内容の読み取りが不能となった場合、他社ICカード乗車券はR/Wで使用することができません。
- 3.偽造、変造または不正に作成された他社ICカード乗車券を使用することはできません。

第4 2条 (プリペイド機能でのICカード乗車券運賃の減額)

プリペイド機能でのICカード乗車券をバス路線で利用される場合には、降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃に対する額を減額します。

第4 3条 (他社ICカード乗車券の所有権)

他社ICカード乗車券の所有権は、発行社局の約款および取扱規則によります。

第4 4条 (他社ICカード乗車券の積み増し(チャージ))

- 1.他社ICカード乗車券の取扱窓口は、本規則第8条に準じます。
- 2.オートチャージ設定がされているポストペイ機能付きICカード乗車券が当社バス運賃箱にかざされた場合、自動的にオートチャージを実施します。オートチャージする金額は、該当ポストペイ機能付きICカード乗車券の発行社局の約款及び取扱規則によります。
- 3.ポストペイ機能付きICカード乗車券の発行社局の約款及び取扱規則に定められた理由により、ポストペイ機能が制限されている場合はオートチャージできません。
- 4.他社ICカード乗車券のチャージ限度額については、発行社局の約款および取扱規則によります。

第4 5条 (他社ICカード乗車券の効力)

バス路線においては、乗車R/Wで乗車処理を受けて、降車R/Wで降車処理した当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とします。

第4 6条 (他社ICカード乗車券の利用履歴および残高の確認)

他社ICカード乗車券のSF利用履歴および残高の確認については、発行社局の約款および取扱規則によります。

第4 7条 (他社ICカード乗車券のバス車両への乗降の制限)

他社ICカード乗車券の破損、バス運賃箱の故障または停電等やむを得ない事情により、他社ICカード乗車券の改札処理や乗降処理ができない場合には、他社ICカード乗車券を使用して、バス車両への乗降処理をすることはできません。

第4 8条 (ポストペイ機能の優先)

ポストペイ機能及びプリペイド機能の両機能が有効であるICカード乗車券をバス路線において使用する場合は、ポストペイ機能付きICカード乗車券として取り扱います。ただし、ポストペイ機能が制限されている場合は、プリペイド機能付きICカード乗車券として取り扱います。

第4 9条 (ポストペイ機能付きICカード乗車券の運賃計算期間)

- 1.ポストペイ機能付きICカード乗車券における運賃の計算期間は、月初めから月末までの1か月間とし、毎月末日に締切るものとします。ただし、運賃計算期間内の使用であっても、通信障害等やむを得ない事情により翌月以降の運賃計算期間に繰り越す場合があります。
- 2.運賃計算における1日とは、当日の午前3時から翌日の午前3時までとします。

附則

(実施期日)

この規則は、2023年8月1日から実施します。

別表1 ICカード乗車券の種類

名 称	有する機能	ICカード発行者名
LuLuCa乗車券	プリペイド機能	しずてつジャストライン株式会社
PiTaPa	ポストペイ機能 プリペイド機能	株式会社スルッとKANSAI
PiTaPa提携カード*	ポストペイ機能 プリペイド機能	スルッとKANSAI加盟社局
ICOCA	プリペイド機能	西日本旅客鉄道株式会社
全国相互利用カード	プリペイド機能	各カード発行元

※PiTaPa提携カードの取扱いについては、PiTaPaと同様とします。

別表2 ICカード乗車券の取扱窓口

名称	取扱い窓口	備考
LuLuCa乗車券	新静岡バス案内所	取扱時間は窓口営業時間に準ずる
	静岡駅前案内所	〃
	清水駅前案内所	〃
	藤枝駅前バス案内所	〃
	焼津駅前バス案内所	〃
	島田駅前バス案内所	〃
	榛原バス案内所	〃
	掛川駅前バス案内所	〃
	相良営業所	〃
	浜岡営業所	〃

別表3 LuLuCa乗車券の所持資格

種類	所持資格	
LuLuCa乗車券	大人用	中学生以上の方
	小児用	小学生以下の方
	特割大人用	中学生以上で、身体障害者手帳、療育手帳、障害者手帳の交付を受けている方
	特割小児用	小学生以下で、身体障害者手帳、療育手帳、障害者手帳の交付を受けている方
	学生大人用	中学生以上で、学校教育法第1条に規定された学校および児童福祉法第39条に規定する保育所に通学する者、並びに上記以外で当社の「学校指定取扱規則」に指定する条件に該当する学校で当社が指定した学校に通学する方
学生小児用	小学生以下で、学校教育法第1条に規定された学校および児童福祉法第39条に規定する保育所に通学する者、並びに上記以外で当社の「学校指定取扱規則」および静岡鉄道株式会社の「学校指定取扱規則」に指定する条件に該当する学校で当社または静岡鉄道株式会社が指定した学校に通学する方	

(TK194705・20230801)

LuLuCa電子マネー取扱規則

2016（平28）年11月1日 制定

第1条（目的）

この規則は、しずてつジャストライン株式会社（以下、「当社」といいます。）が、LuLuCa電子マネーの利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条（適用範囲）

加盟店での商品購入等にかかわるLuLuCa電子マネーの取扱いについては、この規則の定めるところによります。
 2.ICカード等による前項以外のサービス等にかかわる取扱いについては、「しずてつジャストライン株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成19年9月1日制定）」（以下、「ICカード乗車券取扱規則」といいます。）、その他ICカード等の発行事業者が別に定めるものによります。

第3条（用語の定義）

この規則における主な用語の定義は、次に定めるとおりとします。
 (1)「LuLuCa電子マネー」とは、当社がICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、当社の定める方法でICカード等に記録した金銭的価値をいいます。
 (2)「ICカード等」とは、利用者がLuLuCa電子マネーを記録・利用するための、ICチップを内蔵したカード等の情報記録媒体をいいます。
 (3)「利用者」とは、本規則に同意し、LuLuCa電子マネーを利用する方をいいます。
 (4)「積み増し（チャージ）」とは、当社の定める方法でICカード等にLuLuCa電子マネーを積み増しすることをいいます。
 (5)「端末」とは、当社の定める仕様に合致し、LuLuCa電子マネーの読取り、引取りおよび当社が特に認めた場合は書込みをすることができる機器（リーダーライター）をいいます。
 (6)「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、ICカード等に記録されている一定額のLuLuCa電子マネーを引き去り、当社の電子計算機、ICカード等又は加盟店の端末に同額のLuLuCa電子マネーが積み増しされることをいいます。
 (7)「加盟店」とは、当社がLuLuCa電子マネーに係る加盟店として指定した店舗等であって、LuLuCa電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供するものをいいます。当社が、LuLuCa電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供する場合には、当社も加盟店にあたるものとみなします。
 (8)「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務（以下、「商品等」といいます。）を購入し又は提供を受ける際に、金銭等に代えてLuLuCa電子マネーを加盟店の端末又は当社の電子計算機に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。
 (9)「加盟店の端末」とは、当社から加盟店に設置及び利用が許され、かつ加盟店が当社のために管理する端末をいいます。

第4条（加盟店でのLuLuCa電子マネーのご利用）

当社が指定する加盟店で、LuLuCa電子マネーを利用して電子マネー取引を行うことができるものとします。
 2.前項の定めにかかわらず、利用者は、1回の電子マネー取引につき2枚以上のICカード等を同時に使用することはできません。
 3.利用者は、加盟店において、電子マネー取引を行うに際し、LuLuCa電子マネーをその利用可能残高の範囲内で、当社および加盟店が定める方法により利用することができるものとします。
 4.第1項の場合、利用者のICカード等から当該加盟店の端末に、商品等の代金額に相当するLuLuCa電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。
 5.商品等の代金額及びLuLuCa電子マネーの残高は、LuLuCa電子マネーの移転が完了した時点で、加盟店の端末等に表示され、利用者は、当該代金表示金額及びLuLuCa電子マネーの残高表示金額に誤りのない事を確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。
 6.当社は、利用者が加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとします。

第5条（前条のご利用後に生じた事由）

前条に従ったLuLuCa電子マネーの移転がなされた後、利用者と加盟店との間で、LuLuCa電子マネー移転の原因となった行為に無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該LuLuCa電子マネーの返還はできません。

第6条（LuLuCa電子マネーが利用できない場合）

利用者には、以下の各号に定める場合においては、第4条に基づくご利用ができないことをあらかじめご承認いただきます。
 (1)利用者のICカード等に記録保存されていたLuLuCa電子マネーが、変造又は不正に作成されたものである場合。
 (2)システムの通信時、又はシステムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。
 (3)システムの障害時、ICカード等若しくは端末の破損又は電磁的影響その他の事由によるLuLuCa電子マネーの破壊若しくは消失、そ

他の事由による端末の使用不能の場合。

(4)ICカード等が不正乗車の手段としての使用その他の不正使用又はその未遂等の理由により、ICカード等の発行事業者が別に定めるものに従って、無効となり回収された場合。

(5)ICカード等の発行事業者の定めるものに加えて、LuLuCa電子マネーの利用又はLuLuCa電子マネーの積み増しのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算として、10年間これらの取り扱いが行われなかった場合。ただし、当社が別に定めるところにより発行する記名人式のICカード等に限りません。

(6)電子マネー取引に際し、LuLuCa電子マネーの積み増しと移転をみだりに複数回繰り返す場合。

(7)その他やむを得ない事由のある場合。

第7条 (取扱対象外商品等)

当社が別途定める有価証券、金券等の商品については、電子マネー取引はできません。

第8条 (制限責任)

LuLuCa電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益又は損害については、当社はその責任を負わないものとします。

第9条 (規則の変更)

当社は、本規則を変更することができるものとします。

2.本規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がLuLuCa電子マネーを積み増し又は使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

附 則 (実施期日)

1.この規則は、平成28年11月1日から実施します。

(TK194707・20161027)

ポイントカード規約

第1条 (規約の目的と用語の定義)

静岡鉄道株式会社が運営するしずてつカード事務局（以下「事務局」という）の定めるポイントカード規約（以下「本規約」という）はルルカポイントカードおよびルルカパスカードならびにLuLuCa+（ルルカプラス）/JCBカード会員特約（以下「ルルカプラス特約」という）に定めるLuLuCa+（ルルカプラス）カード（以下「提携カード」という）ならびにLuLuCaパレット/VISAカード会員特約（以下「ルルカパレット特約」という）に定めるLuLuCaパレットカード（以下「提携カード」という）に共通してお客様に提供するルルカポイントサービス（以下「ポイントサービス」という）の内容および利用条件を定め、お客様のご利用促進を図ることを目的としております。また、ルルカポイントカードとルルカパスカードを総称して以下「カード」と表記しております。

第2条 (会員資格)

1.本規約を承認のうえ入会を申込み、事務局が認めた方をルルカポイント会員とし、ルルカポイントカードを貸与します。（2017年発行停止）また、本規約およびしずてつジャストライン株式会社が定めるICカード乗車券取扱規則とLuLuCa電子マネー取扱規則を承認のうえ入会を申込み、事務局およびしずてつジャストライン株式会社が認めた方をルルカパス会員とし、ルルカパスカードを貸与します。また、ルルカポイント会員およびルルカパス会員ともに、小学生以下の方の入会には保護者の同意が必要となります。この両会員を総称し、以下「会員」とします。ルルカプラス特約、ルルカパレット特約に定める会員を以下「提携カード会員」とします。

第3条 (手続き)

1.ルルカパスカードはICカード乗車券取扱規則の定めに基づき、その取扱窓口にて申込用紙に必要事項をご記入いただき、デポジット（預り金）500円を保証金としてお支払いいただければ即時発行致します。

2.カードおよび提携カードは、会員および提携カード会員ご本人しかご利用になれません。

第4条 (カード代金およびその他の費用)

1.ルルカポイントカードは無料貸与とし、年会費等の通常ご利用についての費用は一切かかりません。

2.ルルカパスカードは本規約第3条1項に定める他、年会費等の通常ご利用についての費用は一切かかりません。

3.ルルカプラスカードは、LuLuCa+（ルルカプラス）/JCBカード会員特約第6条に定めるところによります。

4.ルルカパレットカードは、三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員特約に定めるところによります。

第5条 (カードおよび提携カードの利用)

ご精算の前にカードおよび提携カードのご呈示をお願いします。事前にカードおよび提携カードをご呈示いただければ、ルルカ加盟店でショッピング・飲食その他でご利用の際にポイントサービスが受けられます。現金・クレジットカード・電子マネー・バーコード・商品券等でもお支払いでもポイントサービスは受けられます。なお、一部ポイントサービスの除外店舗・除外商品があります。

第6条 (カードおよび提携カードの特典等)

ルルカ加盟店においてご利用金額などに応じて各ルルカ加盟店が定めるポイントサービスを提供します。ポイントは500ポイント単位でポイントギフト券とお引き換え致します。また、対象のルルカ加盟店において1ポイントを1円（税込）相当として購入代金のお支払いにご利用いただくことができます。その他に、ルルカ加盟店が企画する各種のサービスが受けられます。

第7条 (提携カードの特典等)

1.ルルカ加盟店においてルルカプラス特約に定める提携カードならびにルルカパレット特約に定める提携カードで「提携カード会員」がクレジット決済した場合は本規約第6条に定めるポイントに加え、110円（税込）ご利用毎に1ポイント付与します。またルルカ加盟店以外において提携カードでクレジット決済した場合は、220円（税込）ご利用毎にポイント付与します。なお、一部のルルカ加盟店においてポイントサービスの内容が異なる場合や、今後変更する場合があります。

2.提携カードのポイント付与対象とする提携カード利用代金（提携カードにより信用販売を受ける商品・役務の購入金額）には、キャッシングサービス・各種ローン・クレジットカード発行会社の年会費・保険掛金その他クレジットカード発行会社が定めるものは含まないものとします。

3.ポイントは、毎月15日にクレジットカード発行会社所定の方法によって締め切られた提携カード利用代金に応じて、所定日に提携カード会員に付与されるものとします。

4.提携カードの会員は、クレジットカード発行会社の提供するその他のポイントサービスの特典を同時には受けられないものとします。

第8条 (ポイント残高照会と取り扱い)

1.ポイントの残高照会は、ポイント残高照会対応レジスター、ポイントギフト券券機で行うことができます。

2.不正行為や商品の返品・返金に応じてポイントが取り消される場合がございます。その際、ポイント残高が取消ポイント数を下回る場合には、ポイント残高がマイナスになる場合があります。

第9条 (ポイントの有効期限)

ポイント付与日の該当する年度末（年度の末日は3月31日とする）から2年間を経過したポイントは無効となりますので、有効期限内にポイント利用していただくか、ポイントギフト券とお引き換えいただきますようお願いいたします。なお、ポイントギフト券はお引き換え後1年間有効となります。

第10条 (ポイントの貸借)

1.ポイントの貸借および複数レシートの合算は一切行いません。

2. 会員の家族への贈与も一切行ないません。

第11条 (カードおよび提携カードの再発行)

- 再発行とは使用中のカードをお客様の過失による紛失・盗難・破損・故障等の理由により、同種類のカードを新たに発行することを言います。
- 再発行は会員ご本人の確認が出来しだい、以下の手数料をいただき行ないます。
 - ルルカパサールカードは200円(税込)いただきます。
 - ルルカプラスおよびルルカパレットはクレジットカード発行会社が定める手数料をいただきます。
 - 上記(1)(2)の場合お客様番号は変更になりますが、ポイントは継続されます。なおルルカパサールカードおよびルルカプラスカードは別途ICカード乗車券取扱規則に定める手数料が必要となります。
- 第11条2項各号の規定において事務局がお客様に過失が無いと認めた場合およびポイントを継続しない場合は、再発行手数料は0円となります。この場合もクレジットカード会社が定める再発行手数料はクレジットカード会社が定める基準に拠ります。

第12条 (カードおよび提携カードの切替発行)

- 切替発行とは使用中のカードとは異なる種類のカードを新たに発行することを言います。切替発行後は使用中のカードの取扱は停止いたします。
- 切替発行は会員ご本人の確認が出来しだい、以下の手数料をいただき行ないます。
 - ルルカポイントカードから他のカードへの切替発行は0円となります。
 - ルルカパサールカードからルルカポイントカードへの切替発行は200円(税込)、ルルカプラスおよびルルカパレットへの切替発行は0円となります。
 - ルルカプラスおよびルルカパレットから他のカードへの切替発行は200円(税込)いただきます。
 - ルルカプラスとルルカパレット間の切替発行は0円となります。
 - 第12条1項2項各号の場合お客様番号は変更になりますが、ポイントは継続されます。ポイントを継続しない場合およびカード事務局が認めた場合は切替発行手数料は0円となります。なおルルカパサールカードおよびルルカプラスカードは別途ICカード乗車券取扱規則に定める手数料が必要となります。

第13条 (カードおよび提携カードが紛失および盗難にあった場合)

カードおよび提携カードが紛失および盗難にあった場合速やかに事務局までご連絡願います。

第14条 (カードおよび提携カードの無効による回収)

カードおよび提携カードを不正に使用した場合または使用しようとした場合は、カードおよび提携カードを無効として回収します。カードおよび提携カードを無効として回収する場合は、付与されたポイントおよび他の機能を制限し、強制退会の手続きをとる場合があります。

第15条 (会員の退会)

退会を希望される場合は、会員および提携カード会員ご本人が事務局へ連絡をし、所定の手続きをお願い致します。事務局の連絡先は本規約の最後部に記します。

第16条 (反社会的勢力の排除)

- 会員および提携カード会員ご本人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - その他前各号に準ずる者
- 会員および提携カード会員ご本人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 事務局または提携カード発行会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて事務局または提携カード発行会社の信用を毀損し、または事務局または提携カード発行会社の業務を妨害する行為
 - その他前号に準ずる行為
- 会員および提携カード会員ご本人が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規程に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員および提携カード会員ご本人との取引を継続することがある場合には、事務局および提携カード発行会社が、第14条と同様の措置をとることを承諾いただきます。

第17条 (個人情報取扱い)

個人情報につきましては、細心の注意を払って取り扱い、会員および提携カード会員ご本人の同意なしに第三者に提供は致しません。なお、利用目的は【会員および提携カード会員個人情報の利用目的】に記載しております。

第18条 (個人情報の開示)

会員および提携カード会員ご本人は、事務局および提携カード発行者に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

第19条 (本規約の追加、変更について)

本規約の内容は、都合により予告なしに追加、変更することがあります。告知については本規約の追加、変更と同時にLuLuCaホームページで行います。<https://www.shizutetsu-luluca.com/>

【会員および提携カード会員個人情報の利用目的】

- ルルカ加盟店におけるポイントサービスおよび、ご購入品等のアフターサービスのために利用します。
- ルルカ加盟店および静鉄グループ会社ならびにルルカ協力店における各種情報(キャンペーン、商品、サービス等)に関するお知らせのために利用します。
- ルルカ加盟店および静鉄グループ会社ならびにルルカ協力店において店舗・商品等の企画、開発、サービス向上等における情報収集(アンケート等)のために利用します。
- 当社、当社グループ各社および提携先企業等の商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン・セミナー等に関する情報のお知らせその他の企業PR(※当社が取得したサービス利用実績、購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン・セミナー等に関する情報のお知らせその他の企業PRを行う場合を含む)のために利用します。
- 本利用目的に記載のない事項についても、静岡鉄道株式会社のプライバシーポリシーに準じ利用する場合がございます。
- 上記1~5において利用する個人情報の項目は以下の通りです。
氏名・性別・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・購買履歴
※なお、ご案内等を送付または送信する際に必要な情報を委託先に委託することがあります。

(お問い合わせ窓口)

本規約および個人情報に関するお問い合わせは下記にご連絡ください。

しずてつカード事務局

〒420-8510 静岡県静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号

TEL 054-254-4118

〈静鉄グループ会社〉

静鉄グループ会社については以下のURLをご参照ください。

<https://www.shizutetsu.co.jp>

(TK194706・20231003)